

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく化学肥料の慣行レベル

最終更新日：令和7年2月20日

(単位：kg/10a)

類別	作物名	作型	化学肥料の窒素分量
水稲	水稲		10
麦類	秋まき小麦	秋まき（下記を除く）	15
		きたほなみ	18
		ゆめちから・キタノカオリ	21
	春まき小麦	普通まき	10
		初冬まき	15
	ライ麦	露地	11
	六条大麦	秋まき	18
豆類	大豆	露地	4
	小豆	露地	5
	菜豆	露地	7
その他畑作物	ばれいしょ	露地	11
	そば	露地	3
	てんさい	露地（移植）	18
	なたね	露地（直播）	18
	ひまわり	露地	19
	ひまわり	露地	8
	子実用トウモロコシ	露地	16
果菜類	トマト	加温越冬	31
		促成・半促成	46
		ハウス長期どり・夏秋どり	46
		ハウス抑制	26
	ミニトマト	ハウス	28
	きゅうり	ハウス	42
	なす	露地	23
	かぼちゃ	露地	13
	ズッキーニ	露地	14
	えだまめ	露地	4
	スイートコーン	露地	20
		ハウス	22
	さやいんげん	露地	8
		ハウス	8
	さやえんどう	露地	13
	スナップエンドウ	露地	12
	ししとう	ハウス	38
	とうがらし（なんぼん）	ハウス	36
	実えんどう	露地・春まき	6
	葉茎菜類	たまねぎ	露地
ねぎ		露地	28
		ハウス	25
小ねぎ		露地	20
		ハウス	20
はくさい		露地	24
		トンネル早春まき	35
		ハウス	22
		ハウス早春まき	25
キャベツ		露地	26
		ハウス	20
ほうれんそう		ハウス	14
		ハウス越冬	16
		露地	15
チコリ		露地	7
モロヘイヤ		ハウス	14
サンチュ		ハウス	27
にんにく		露地	26
みつば		軟化みつば（ハウス）	17
しゅんぎく		抜き取り	14
		摘み取り	26
みずな		ハウス	17
こまつな		露地	12
		ハウス	16
チンゲンサイ		露地	16
		ハウス	15
ターサイ		露地	18
	ハウス	19	
あさつき	ハウス	35	
にら	ハウス	29	
食用ゆり	露地	25	

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく化学肥料の慣行レベル

最終更新日：令和7年2月20日

(単位：kg/10a)

類別	作物名	作型	化学肥料の窒素成分量
根菜類	だいこん	露地	8
		春まきトンネル	10
		ハウス	11
		ハウス早春まき	12
	にんじん	露地	16
	ごぼう	露地	21
	かぶ	露地	15
		ハウス	15
	はつかだいこん	ハウス	14
	ながいも	露地	23
	ヤーコン	露地	11
わさびだいこん	露地	26	
さつまいも	露地早熟	26	
果実的野菜	すいか	露地	8
		ハウス	9
	メロン	露地	14
		ハウス	13
	まくわうり	露地	11
		ハウス	13
いちご	露地	15	
	ハウス	21	
	ハウス夏秋どり	21	
洋菜類	ピーマン	露地	31
		ハウス	37
	カラーピーマン (パプリカ)	ハウス	28
	レタス	露地	16
		ハウス	14
	リーフレタス	露地	16
		ハウス	15
	サラダナ	露地	18
		ハウス	19
	セルリー	露地	54
		ハウス	54
	ブロッコリー	露地	27
		ハウス	27
アスパラガス	ハウス	27	
	立茎露地	50	
	立茎ハウス	50	
パセリ	ハウス	26	
カリフラワー	露地	22	
果樹	りんご	露地	7
	なし	日本種	15
		西洋種	12
	ぶどう	生食用	15
		醸造用	10
	おうとう	露地	14
	ブルーン	露地	14
	ハスカップ	露地	8
ブルーベリー	露地	10	
薬用作物	トリカブト	露地	48
	トウキ	露地	15

(参考)

類別	作物名	作型	化学肥料の窒素成分量		
飼料作物	飼料用トウモロコシ	露地	13		
	子実用トウモロコシ	露地	16		
花き	カーネーション	ハウス	30		
	スターチス (宿根)	ハウス	15		
	キク	ハウス	23		
	宿根カスミソウ	ハウス	14		
	アルストロメリア	ハウス	51		
	ユリ	ハウス	15		
	トルコギキョウ	ハウス	15		
	デルフィニウム	エラータム	ハウス	16	
			ペラドンナ	ハウス	16
			シネンシス	ハウス	16
かぼちゃ (観賞用)			露地	12	

注1) 慣行レベルは、北海道内の各地域で慣行的に行われている化学肥料の施用量をいう。
 注2) トマトの「長期どり・夏秋どり」は、収穫期間が4ヶ月以上で6月以降に収穫始めとなる作型をいう。
 注3) 参考表は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」適用の範囲である農産物でないためガイドラインの適用外である品目について、北海道慣行レベルを策定するもの。飼料作物は、「北海道が定める「飼料作物」の慣行レベル」(平成27年3月23日付け食政第934号北海道農政部長の安全推進監通知)から、花きは「北海道が定める「花き」の慣行レベル」(平成19年4月10日付け食政第52号北海道農政部長通知)から転記。